

資料編

- 1 計画策定の経緯…………… 8 5
- 2 蒲郡市緑の基本計画策定委員会名簿… 8 6
- 3 用語解説…………… 8 7
- 4 緑地の分類…………… 9 6



1 計画策定の経緯

日時	会議等	主な内容
令和5（2023）年 10月30日 ～11月17日	市民アンケート調査	蒲郡市在住の18歳以上の1,700名を対象に実施 回収率：41.6%
令和6（2024）年 3月26日	第1回策定委員会	・緑の基本計画の概要 ・蒲郡市の緑の現状について
令和6（2024）年 7月19日	第2回策定委員会	・市民アンケート調査の結果について ・緑の分析・評価について ・緑づくりの課題について
令和6（2024）年 10月10日	第3回策定委員会	・緑の将来像と基本施策について ・緑化重点地区について
令和6（2024）年 12月9日	第4回策定委員会	・緑の基本計画素案について （緑のまちづくりの目標、計画の推進と進捗管理）
令和7（2025）年 1月8日～2月6日	パブリックコメント の実施	【結果】 2名、22件
令和7（2025）年 2月21日	第5回策定委員会	・パブリックコメントの結果報告について
令和7（2025）年 4月1日	計画の公表	

2 蒲郡市緑の基本計画策定委員会名簿

	氏 名	所 属 等	分 野
委 員	○大貝 彰	豊橋技術科学大学 特別顧問・名誉教授	学識経験者
	高橋 大輔	東三河地域研究センター 常務理事・調査研究室長	学識経験者
	山下 英孝 (R5) 長瀬 克夫 (R6)	蒲郡商工会議所 専務理事・事務局長 蒲郡商工会議所 専務理事	商工業
	荒島 祐子	蒲郡市農業委員会 委員	農業
	市川 幸樹	蒲郡造園業協同組合 理事長	造園
	細井 政雄	蒲郡市総代連合会 副会長・町部総代会長	地元
	早川 康子	地域学校協働活動推進員	児童
	志村 昭彦	がまごおり市民まちづくりセンター	N P O
	西川 和宏	未来塾 会員	市民
	牧原 鉄男	蒲郡山友会 会員	市民
	高柳 幸枝	いきいきサロン王子 代表	市民
	石川 たづ子	蒲郡地域の茶の間の会 会長	環境
	嶋田 丈裕	蒲郡市都市開発部 部長	行政
オブ ザー バー	北川 喜己 (R5) 栗田 雅貴 (R6)	愛知県都市・交通局都市基盤部公園緑地課 課長	県職員
	稲垣 佳之 (R5) 岩田 勝則 (R6)	愛知県東三河建設事務所都市施設整備課 課長	県職員

※ ○は委員長

3 用語解説

あ 行

愛知県海岸漂着物対策推進地域計画

海岸漂着物対策推進法に基づき、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、愛知県が策定した計画。重点的に対策を講ずることが必要とされる「重点区域」として、本市では西浦地区、形原地区、蒲郡地区の3地区が設定され、地域特性に応じた施策が進められている。

あいち森と緑づくり税

愛知県内の森林、里山、都市の緑を適正に整備、保全するための様々な取組を進めるために、県民や企業が負担する税。

あいち森と緑づくり都市緑化推進事業

市町村等が行う都市の緑の保全と創出を推進する事業について、「あいち森と緑づくり税」を財源として、交付金を交付して支援するもの。

愛・道路パートナーシップ事業

県、市及び市民や企業の団体の3者が協力して県管理道路の清掃を行う事業。市民や企業の団体は県管理道路の一定区間を継続的に清掃美活動を行い、県と市がこれを支援することにより地域に愛される快適な道路環境づくりを進めていく制度。

インクルーシブデザイン

子どもや高齢者、障害者など、多様な人々のニーズを考慮した設計方法。

ウォーカブルなまちづくり

街路空間を車中心からひと中心の空間へと転換し、人々が行き交い、憩い、多様な活動を行う場としていくことにより「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指した取組。蒲郡市は、国土交通省が進めるこの取組に賛同し、令和2(2020)年5月「ウォーカブル推進都市」に加入。

雨水貯留浸透施設

雨水を一時的に貯留したり、地中に浸透させることにより、河川や下水道への雨水流出量を抑制する施設。大雨時に雨水を貯留する調整池や、側溝やますなどの側面や底面に孔をあけ、雨水が地中に浸透するようにした施設等。

園地

自然公園法に基づく施設で、自然公園内に公園利用者の散策、水遊び、ピクニック、デイキャンプ、風景観賞、自然観察等自然との積極的なふれあいを図るために設けられる施設。

オープンスペース

都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空地部分などの建物が建っていない空間の総称。

か行

街区公園

都市公園の種類の一つで、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。街区内に居住する者が容易に利用できる範囲内で1箇所あたり面積0.25haを標準として配置する。

合併処理浄化槽

家庭から出る生活排水（し尿、台所、お風呂、洗濯等の雑排水を合わせたもの）のすべてを浄化できる浄化槽のこと。

カーボンニュートラル

二酸化炭素（CO₂）の排出量と吸収量とがプラスマイナスゼロの状態になること。

関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

観光農園

農業経営体が観光客等の第三者に、ほ場において自ら生産した農産物の収穫等一部の農作業を体験またはほ場を鑑賞させ、料金を得る事業。

居住誘導区域

蒲郡市立地適正化計画で定める人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、市街化区域内で居住を誘導する区域。

協働

市民、市民活動団体、事業者が自主的に取組んでいる活動、また行政が主体的に取組んでいる事業において、共有する領域については対等の立場で相互に力を合わせて目的のために協力し合うこと。

近隣公園

都市公園の種類の一つで、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。近隣に居住する者が容易に利用できる範囲内で1箇所あたり面積2haを標準として配置する。

景観重要建造物・景観重要樹木

地域住民に広く親しまれるとともに、景観上重要な建造物や樹木で、景観法に基づき市が指定するもの。

工場立地法

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施や、準則などの公表をし、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律。

公募設置管理制度（Park-PFI）

都市公園において飲食店、売店等の収益施設（公募対象公園施設）の設置と、園路、広場等の整備、管理を一体的に行う民間事業者を、公募により選定する制度。

交流人口

地域外に居住し、通勤や通学、観光、レジャーなどで一時的に訪れる人のこと。

さ 行

SUP（サップ）

Stand Up Paddleboard（スタンドアップパドルボード）の略称で、ボードの上に立ちパドルを使って水上を漕いで進むウォータースポーツ。

里山

都市と自然との中間にあり、農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた山、森林のこと。

市街化区域 _____
都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域と概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域のこと。

市街化調整区域 _____
都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。

市街地中心部 _____
蒲郡駅北口、市役所、蒲郡高校などを含む、蒲都市の中心エリア。

児童遊園地 _____
児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする屋外型の児童厚生施設。

市民農園 _____
都市の住民がレクリエーション、体験学習などの多様な目的で農地を利用して野菜や花を栽培する農園。

人工林 _____
人の手による植栽または播種で更新した森林。

親水空間 _____
海岸や河川、湖などで水とふれあい親しめる空間。

生態系 _____
一定地域内のすべての生物と、水、大気、光などの自然環境が、エネルギーの流れ、食物連鎖などにより相互に関係する、生物社会のまとまりのこと。

生物多様性 _____
あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態。さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。

体験農園

農園主（開設者である農業者）が主体となり、入園者（利用者）が農園主の指示にしたがって決められた作物の農作業を体験できる農園。

地域森林計画対象民有林

森林法に基づき、都道府県知事が5年ごとに10年を1期としてたてる地域森林計画の対象となる民有林。

地産地消

地域で生産された農産物を、その生産された地域内で消費すること。

眺望点

不特定多数の人に公開された、遠景や中景などの景観を一望できる見晴らしの良い場所。

都市計画区域

都市計画法に基づく区域で、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域。都市計画区域では、必要に応じて市街化区域、市街化調整区域に区分され、土地利用や都市施設などの都市計画が決定される。

都市公園

都市公園法に基づいて、国や地方公共団体が設置する公園または緑地。

都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定された法律。都市公園の定義や、管理に係る事項等について定められている。

都市緑地法

都市における緑の保全及び緑化を推進することにより、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律。

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

な 行

ネイチャーポジティブ（自然再興）

生物多様性の損失に歯止めをかけ、自然を回復傾向へ向かわせること。2023 年に策定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、2030 年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられている。

農用地区域

市町村がおおむね 10 年後を見通して農用地として利用すべき土地として設定した区域。

農業農村多面的機能支払事業

地域ぐるみで行う農地周辺の草刈りや水路の泥上げ、環境保全等の共同活動に必要な資金を助成する制度。

は 行

ヒートアイランド現象

建物の空調設備や自動車走行などの人工排熱の増加や、緑地・水面の減少、コンクリート建造物やアスファルト舗装などの地表面被覆の人工化により、郊外に比べて都市部の気温が島状に高くなる現象。

保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公共目的を達成するため、指定される森林。

歩行者利便増進制度（ほこみち）

歩行者が安心・快適に通行・滞留できるよう、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度。ほこみちに指定された道路では、歩道等の中に“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることができ、オープンカフェやイベントなど多様な道路空間の活用が可能となる。

ほ場整備

農地の集約・整形・整地や、かんがい排水・農道・暗渠排水などの整備を一体的に行う、農地の区画整理の代表的な手法のこと。

保水性舗装

舗装の空隙に保水性のある材料を充填することで、舗装に水を保持させ、蒸発する際の水の気化熱により路面温度の上昇を抑制する機能を有する舗装。

ま 行

無償借地公園制度

公園管理者である自治体が土地所有者から期間を定めて無償で土地を借り受けて、都市公園を整備する制度。土地所有者に対しては、税制面での優遇措置が図られ、自治体にとっては、整備費用が抑えられ、短期間で整備ができるなどのメリットがある。

や 行

遊休農地

1年以上耕作されておらず今後も耕作される見込みがない農地や、周辺地域の農地と比較して利用の程度が著しく劣っている農地。

ら 行

ランドマーク

山や建造物など、地域の景観において目印や象徴となる事物。

緑化地域

良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内の緑化を推進する必要がある区域。敷地内の施設緑化の面積割合の最低限度を定めることができる。

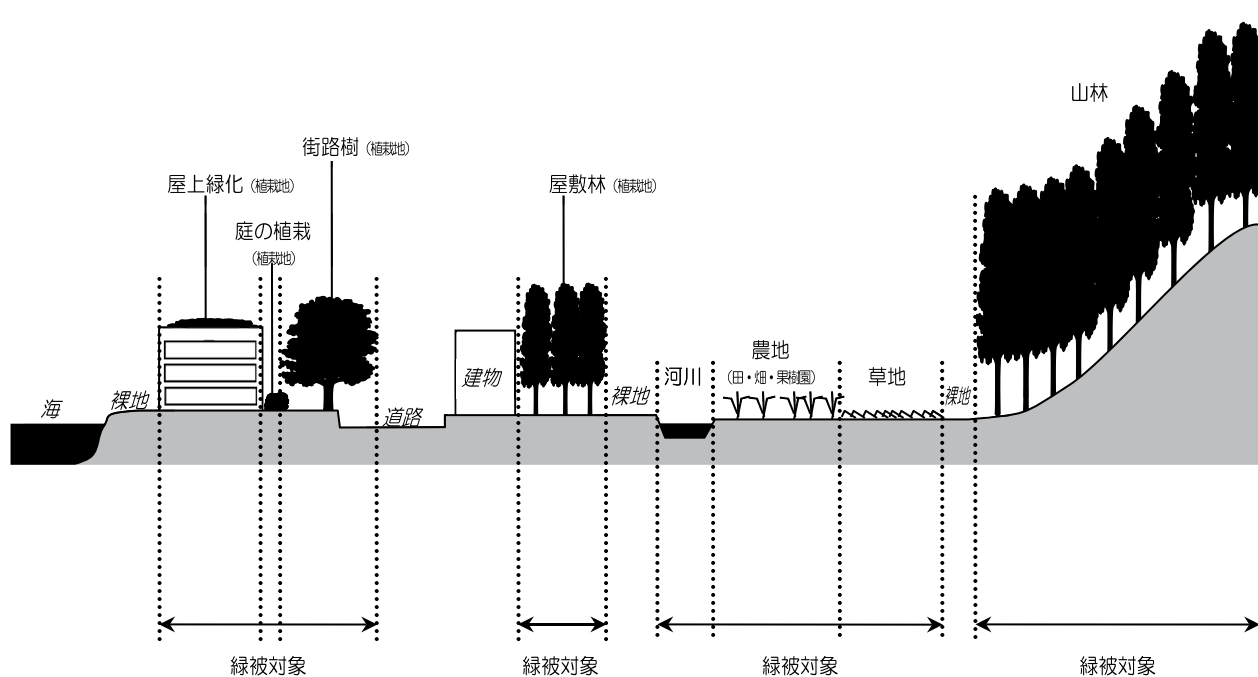
緑被面積

緑の総量を把握するための数値の一つで、上空から見た水や緑に覆われている土地の面積のこと。(次ページ参照)

緑被率

全体面積に対して、緑被面積が占める割合のこと。(次ページ参照)

■緑被計測の対象について



☆緑被計測作業のイメージ

緑被抽出前



緑被抽出後



☆本計画における緑被計測の方法

航空写真を判読して緑被部分を抽出し、緑被面積を自動計測する。

■緑被率と緑地率の違い

①緑被率

- ・全体面積に対して緑被面積が占める割合。
- ・本市では水面を含めて緑被率を算定。

②緑地率

- ・全体面積に対して緑地面積が占める割合。

☆緑地面積とは？

施設緑地^(※1)と地域制緑地^(※2)の合計面積。

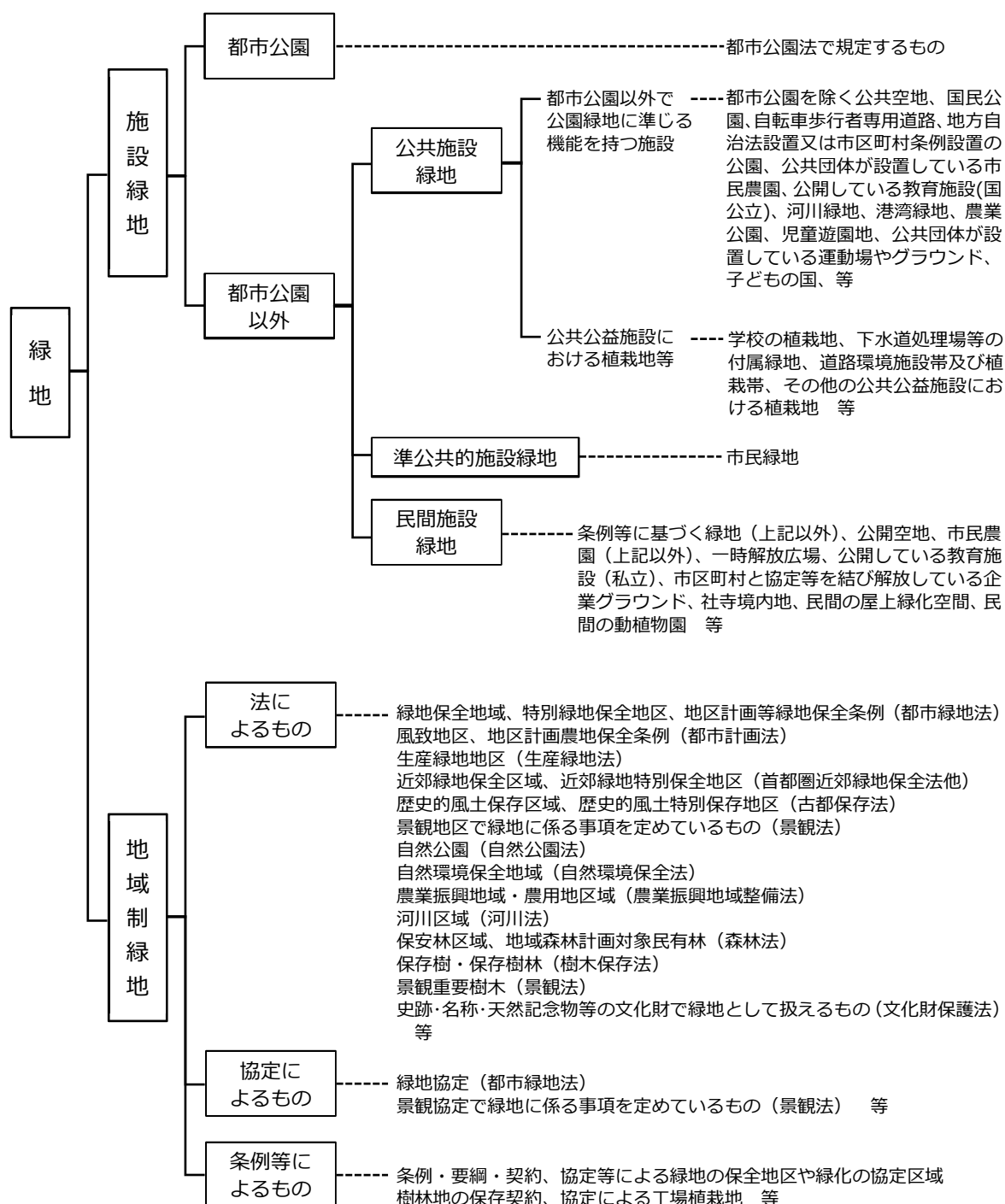
緑地面積は、緑化されているかどうかに関わらず、敷地面積もしくは指定面積を合計する。例えば、公園の駐車場や土のグラウンドは「緑地面積」に含まれるが、緑で覆われていないため、「緑被面積」にはカウントされない。

※1 施設緑地：都市公園や、都市公園以外の公園緑地に準ずる機能を持つ公有地、民有地の緑地。

※2 地域制緑地：良好な自然環境などの保全を図るために、土地利用や開発を規制する目的で、一定の土地の区域を法律や条例などにに基づき指定する緑地。

4 緑地の分類

緑地の現況では、以下の分類に示す緑地を対象としています。緑地は、公共施設等として管理される施設緑地と、土地利用コントロールで確保される地域制緑地に大別されます。



出典：「緑の基本計画ハンドブック 令和3年改訂版」(日本公園緑地協会)

蒲郡市緑の基本計画

令和 7 年 3 月

発行 蒲郡市

編集 蒲郡市都市開発部都市計画課

〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町 17 番 1 号

TEL 0533-66-1141（直通）



蒲郡市緑の基本計画